

第 8 回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 2 年 8 月 2 8 日

出席者	1. 若杉伸児	2. 森田正春	3. 藤田博文	4. 田野敏広
	5. 中田辰美	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 甲斐奉文
	9. 黒木謙志	10. 菊池勇夫	11. 富井保徳	12. 黒木良昭
	13. 藤本政嗣	14. 中谷茂己		

議事録署名人 3 番 藤田 博文 委員 4 番 田野 敏広 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和 2 年第 8 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、欠席の届けはありません。ただ今の出席委員は 14 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和 2 年第 8 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。3 番藤田博文委員、4 番田野敏広委員、よろしくをお願いします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。令和2年8月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。
次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号90番から104番までの15
件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は90番です。申請人の譲受人が、美郷町
南郷上渡川の39歳の方。譲渡人は、美郷町南郷上渡川の64歳の方です。申請地
は、南郷上渡川字小野々原、田2筆、456㎡になります。申請理由は、贈与によ
る所有権移転。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細の
とおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて6,785㎡。家
畜はありません。家族総数4名の労力3名となっております。5ページが地籍集
成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可
相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1番、若杉です。先日話を伺ってきました。譲受人は、本人・両親・従業員2
名を雇ってブローラーを営んでおります。主に両親が数年前からシキミの栽培を
始めており、昨年からは出荷もしております。ブローラーは、出荷後に一定期間準
備期間がありますので、その間に従業員の仕事が切れないように規模拡大したい
ということでもあります。譲渡人は隣人であり、その辺の事情も踏まえ今回の贈与
となったようです。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号90番について、質疑のある
方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号90番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号91番の説明をお願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号は91番です。申請人の譲受人が、日向市
の64歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の93歳の方です。親子の関係になりま
す。申請地は、西郷田代字立元、畑2筆と田1筆の合計3筆、888㎡になります。
申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は野菜と水稻となっております。
契約内容は申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地・借入地あ
わせて0㎡ですが、このあと借入申請がありますので、承認されれば下限面積は

クリアとなります。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。只今の事務局の説明のとおりです。申請地は、実家に隣接した土地であり、親子間の贈与になりますので問題ないと思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 91 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 91 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号 92 番と 93 番ですが、譲受人が同一ですので一括で説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号 92 番地 93 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 62 歳の方です。

受付番号 92 番の譲渡人は、日向市の 64 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字織田、田 1 筆、570 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻です。

受付番号 93 番の譲渡人は、美郷町北郷宇納間の 81 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字桜ノ森、田 1 筆、1,339 m²になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は水稻です。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 5,360 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木謙志
委員

9 番、黒木です。まず 92 番の説明をします。申請地は譲受人の家の前にあります。譲渡人は日向市在住で、2・3 年前までは管理をしておりましたが、現在荒地

になっていて売買の相談があり、家の前でもあるため今回購入することになりました。93 番ですが、譲渡人は譲受人の父親の林業をやっていたときの従業員になり、かなり昔に譲受人の父親から申請地を無償でもらったということです。高齢で耕作できなくなったため、贈与という形で戻してもらったことになったそうです。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 92 番と 93 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 92 番・93 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 94 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 94 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 57 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 84 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字小田と鹿猪谷、畑 2 筆、3,938 ㎡になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は栗となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地 0 ㎡ですが、今回の申請地の面積を所有権移転することによって、下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名になります。11 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。譲受人は譲渡人の娘婿になり、同じ地区に住んでおります。贈与ではなく売買というところに譲受人のこだわりがあるようです。申請地は 2 筆になっていますが、実際は 1 枚の大きな畑になります。一部に炭焼き小屋が建っておりますが、栗を植えるのに全然支障はないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 94 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 94 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。

続きまして受付番号 95 番・96 番ですが、譲受人が同一のため一括して説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号 95 番と 96 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 62 歳の方です。

受付番号 95 番ですが、譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 79 歳の方です。申請地は南郷水清谷字猪ノ原、畑 1 筆、1,960 m²になります。

受付番号 96 番ですが、譲渡人が、日向市の 55 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字折立、畑 1 筆、294 m²になります。

申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 10,009 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

3 番、藤田です。95 番ですが、譲渡人は高齢で数年前から耕作しておらず、今回譲受人がシキミを植栽したいということで申請となりました。また 96 番の譲渡人ですが、両親も数年前に他界し、本人も現在日向市に住んでいて仕事も川南に勤めている為、申請地も何年も放置状態で困っていたところ、譲受人からシキミを作りたいという話があったようです。譲受人は現在この地区の公民館の館長をしており、また林業大学校にも勤めております。譲受人と譲渡人は、親子・親戚関係になり、耕作してもらえれば対価は要らないということでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 95 番と 96 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 95 番・96 番に賛成の方の挙手を

求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 97 番の説明をお願いします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 97 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の 67 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 59 歳の方です。申請地は、南郷神門字無田、畑 7 筆、6,560 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画はヒサカキとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 25,875 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。15 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。譲受人は元農業委員会の会長で、譲渡人とは親戚関係になります。一週間ほど前に相談がありまして話をしてきましたが、事務局の説明のとおりです。無田地区は非常に作物が育ちにくい土地ですが、がんばって取り組んでいきたいということでもあります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 97 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 97 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 98 番の説明をお願いします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 98 番です。申請人の譲受人が、日向市の 64 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 69 歳の方です。この案件は、先程承認いただいた受付番号 91 番の関連になります。申請地は、西郷田代字蕨野、畑 2 筆、2,322 m²になります。申請理由は、使用賃借権の設定。利用計画は、飼料用作物となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、

自作地・借入地あわせて 0 m²ですが、受付番号 91 番と 98 番の面積をあわせると下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。17 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。事務局から説明があったとおりですが、譲渡人は町議をしており、譲受人とは親戚関係になります。双方の話し合いで今回の申請になったと聞いております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 98 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 98 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 99 番の説明をお願いします。

事務局員

18 ページをお開きください。受付番号は 99 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 77 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 63 歳の方です。申請地は、南郷田代字小高江、田 1 筆、1,950 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 10,183 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。19 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。譲受人はシキミ専業農家で、かなり手広くやっております。譲渡人は 1 人暮らしで施設に勤めており、農機具等も持っていないため、譲受人が引き受けることになったそうです。現地確認に行きましたが何の問題もないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 99 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 99 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 100 番の説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 100 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 84 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 91 歳の方です。申請地は、西郷田代字茶園、畑 1 筆、433 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 12,236 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。21 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。譲受人・譲渡人ともに高齢ですが、譲受人はまだまだ元気で農作業をやっております。申請地は荒れていて、隣接する土地にシキミを作っている譲受人が困って引き受けることになったそうです。すでに整地してシキミも植わっています。問題はありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 100 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 100 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 101 番の説明をお願いします。

事務局員

22 ページをお開きください。受付番号は 101 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 73 歳の方。譲渡人が、日向市の 53 歳の方です。申請地は、西郷田代字上古川、畑 3 筆、1,102 m²になります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は

シキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、借入地のための 5,107 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。23 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。申請地は譲渡人の父親が管理していましたが、亡くなった後の管理が自身では出来ないため、別の土地も管理してもらっている譲受人にお願いしたということです。問題は無いと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 101 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 101 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 102 番の説明をお願いします。

事務局員

24 ページをお開きください。受付番号は 102 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 56 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 56 歳の方です。申請地は、西郷田代字下タの屋敷、畑 1 筆、1,007 m²になります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は金柑となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のための 10,353 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。25 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。申請地はきんかん生産組合が地権者から借りて、団地を作り生産者に貸していたものです。継続案件であり何の問題もないと思われまので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 102 番について質疑のある

方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 102 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 103 番の説明をお願いします。

事務局員

26 ページをお開きください。受付番号は 103 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷山三ケの 66 歳の方。譲渡人は、延岡市の 70 歳の方です。申請地は、西郷山三ケ字尾佐渡、畑 1 筆、186 m²になります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 15,004 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。27 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。譲渡人は延岡市土々呂町に住んでおり、所有している田の管理には帰ってきているそうです。申請地は 186 m²と小さな畑ですが、町道の横にあり荒らしたら見栄えが悪いということで譲受人に頼んだようです。何の問題もないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 103 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 103 番に賛成の方の挙手を求めます。

<挙手、多数>

ありがとうございます。挙手多数で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 104 番の説明をお願いします。

事務局員	<p>28 ページをお開きください。受付番号は 104 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 71 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 85 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字長野、田 1 筆。字尾田ノ原、畑 1 筆。合計 2 筆の 2,774 m²になります。申請理由は賃借権の設定。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの 1,252 m²ですが、今回の申請面積とあわせると下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。29 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
黒木謙志 委員	<p>9 番、黒木です。申請地は現在シキミが植わっています。譲渡人が高齢で管理が困難なため、隣人でシキミ専業農家の譲受人に、完全に任せたいということでした。申請地は、譲受人のシキミ畑に隣接しており、管理していく上で何の問題も無いということで引き受けることになりました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 104 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p><なし></p>
	<p>無いようですので採決に移ります。受付番号 104 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p><全員、挙手></p>
	<p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 33 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>30 ページをお開きください。議案第 33 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和 2 年 8 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 105 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>32 ページをお開きください。受付番号は 105 番です。受付月日が、令和 2 年 8 月 14 日。申請人が、美郷町長になります。申請地は、南郷神門字米上、地目は畑、現況地目は雑種地、192 m²の 1 筆です。所有者は、東白杵郡南郷村。調査月日は、</p>

令和 2 年 8 月 14 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。33 ページが地籍集成図、34・35 ページが現況写真となっております。申請地は、平成 17 年の台風災害時に小丸川が氾濫し、表土が流出し砂が流入しているため農地には戻らないという状況です。申請地のまわりも同じような状況ですので、非農地扱いにしても周辺に影響は無いと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

4 番、田野です。只今の事務局説明のとおりです。申請地には昔からバリケードを作る小屋がありました。使用しなくなって小屋が崩れた状態のときに台風が来て、そこにあったものは中に埋まってしまったのではないかと思います。耕作できる状態に戻すのは無理だと思いますので、非農地の許可をお願いしたいと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 105 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 105 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

36 ページをお開きください。議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 8 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 106 番の 1 件となっております。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

38 ページをお開きください。受付番号は 106 番です。申請人の譲受人が、福岡市の株式会社。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 93 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字清川、畑 1 筆、502 m²になります。申請理由は、申請地は日当たりはよいが農業に従事する後継者も無く、売主も含め地域の発展や経済効果も考慮し、発電事業用地として選定し今回の申請となったとあります。転用後の用途は、太陽

光発電施設。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、令和 2 年 10 月 1 日着手、令和 2 年 10 月 31 日完了予定となっています。39 ページが地籍集成図になりますが、申請地の東・南・西側は山林、北側に農地がありますが、一段高くなっていますので影響は無いと考えます。40 ページが配置図、41 ページがパネルのパンフレット、42・43 ページが現況写真となっております。本案件は、申請書と添付書類から判断して許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。申請地のある地区には、すでに太陽光パネルが何箇所か設置されています。申請地は管理されておらず、原野と山林の間のような状態です。傾斜も手を入れる必要が無いぐらい程よくあり、パネルを設置するのに適しているようなので、このまま荒らしておくよりも太陽光パネルを設置したほうがいいんじゃないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 106 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 106 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 9 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

44 ページをお開きください。報告第 9 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 2 年 8 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

45 ページをお開きください。農業用機械の乗入が不便なため、耕作道を設置するため約 1m の盛り土を行うとのことです。盛り土の種類は山土。土地の所在は、西郷田代字構之谷の田 1 筆で、現在水稻が作付けされておりますが、収穫後に工事を行うことになっております。46 ページが申請地の位置図、47 ページが計画平面図と横断図、48 ページが現況写真になります。

次に 49 ページをお開きください。田畑転換のために、道路より下の農地に約 50cm の盛り土をし使いやすくして、完了後はシキミを植栽するという事です。

土地の所在は、北郷宇納間字小春の田1筆です。50 ページが申請地の位置図、51 ページが計画平面図と横断図、52 ページが現況写真になります。以上です。

議長

報告案件ですが、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので、報告第10号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

53 ページをお開きください。報告第10号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和2年8月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

54 ページをお開きください。南郷鬼神野字尾迎の3筆ですが、農地法第3条で賃貸借契約がなされていましたが、他の方に貸付したいということで、令和2年6月30日をもって合意解約が成立しております。

55 ページをお開きください。北郷宇納間字長野の畑1筆ですが、農業経営基盤強化促進法で賃貸借契約がなされていましたが、今後本人が耕作するというもので、令和2年3月31日をもって合意解約が成立しております。以上です。

議長

報告案件ですが、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和2年第8回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤田 博文

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

